

2020 年度「南三陸×全国交流サポートプラン」助成要項

南三陸町観光協会では、2020 年度中に実施する南三陸交流イベント等に対する一部助成を行っています。

来年の 3 月、東日本大震災発生から 10 年を迎えようとしています。この間も全国全世界の方々のご支援、ご協力により復興に向けた歩みも少しずつ進んでいるところであります。

南三陸町では震災をきっかけに多くのご縁がもたらす力に触れ皆さまとのご縁を絶やすことなく“将来に渡る継続的な交流”に繋げる事を目的に、一昨年度から「南三陸応援プラン」を立ち上げ、全国各地で開催される南三陸に関連するイベントや催事等に一部助成を行ってまいりました。

この度名称を「南三陸×全国交流サポートプラン」としてリニューアル、募集を開始いたします。イベント等の開催にお役立ていただきますようお願いいたします。

1. 目的

全国で実施される南三陸をテーマにしたイベント、催事、セミナー、交流会等において南三陸町民の派遣や商品提供のサポート（助成や選定、発送仲介等）をするもので、南三陸町観光協会が協力をさせていただくことによって地域情報のさらなる発信や、観光交流事業の相互促進、全国の皆さまとの関係の構築や継続に繋がることを目的とするものです。

2. 助成対象期間

2020 年 7 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日 ※申請受付期間 2020 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで

3. 対象となる活動

(1) 町民派遣（現地またはオンライン）

「南三陸」の産業や食、ヒトをテーマとしたセミナーやシンポジウムの開催。学校（中学、高校、大学等）での文化祭等への参加など。

(2) 物産品助成

地域や企業、大学等で主催するマルシェや交流イベントへの物産品送付。

(3) 南三陸食材の提供

ホヤ好き・化石好き、南三陸好きなどで集まるファンミーティングや「南三陸〇〇フェア」などを開催可能な飲食店や学食など「食」をテーマにした企画への食材提供。

(4) 相互物産販売

南三陸町観光協会公式オンラインショップ「みなみな屋 e マルシェ」

<https://ec-minatabi.good-travel.info/> に出店。あなたの町の特産品・名産品を PR しましょう。

4. 助成にあたって

申請書（様式 1）の提出が必要です。下記条件に該当する内容にて申請ください。

- ・国内での開催で、活動（イベント等）への参加募集が広く告知されていること。
- ・開催した内容をメディア、SNS、広報誌等を通して拡散できるものであること。
- ・活動内容が、開催地および南三陸町の情報発信や交流人口の拡大に繋がるものであること。

・活動後も開催地および南三陸町との観光交流への波及効果が認められること。

・活動後 30 日以内に、様式 2 による実施報告を行うこと。

※町民派遣については 1 申請につき原則 1 名となります。活動の内容によってはこの限りではありません。

※物産イベント等での人員派遣のみ希望される活動は対象外となります。

※メディアへの露出、HP や SNS での発信ができない活動は対象外となります。

5. 申請方法

南三陸応援団 HP(<http://www.minasan-ouen.com/>)から申請書をダウンロードし、メールにて申請願います。

なお、郵送での申請は一切受け付けておりません。申請書の各記入欄が不足する場合は枠を広げて記載いただいて構いません。既に企画書等がある場合は、添付願います。

手書きの場合は項目名が分かるよう別記として添付ください。

メール件名：【2020 年度南三陸×全国交流サポートプラン】〇〇〇〇（貴団体名）

メール宛先：post@m-kankou.jp

・問い合わせ先

助成に関する不明点がございましたら、上記のメールアドレス宛、もしくは TEL（0226-47-2550）にてお問い合わせください。その際には「南三陸×残酷交流サポートプラン」である旨を伝えてください。

6 審査について

(1) 申請受付後に審査します。審査は（一社）南三陸町観光協会三役（会長、副会長、常務理事）が実施。

審査の結果については受付後 1 か月以内に申請いただいたアドレスにメールにて通知を行います。

(2) 採択の可否について個別の情報開示は行いません。

(3) 審査で重視するポイント

- ・本助成を活用した新規性のある活動で、その後の観光交流活動に繋がる可能性があること。
- ・これまで継続的に実施してきた活動で、本助成を活用してさらなる効果が認められること。
- ・閑散期（1 1-2 月）の南三陸の交流人口拡大に繋がる可能性があること。
- ・南三陸町の情報発信や交流人口の拡大に繋がる可能性があること。
- ・派遣される町民がその後の交流事業のキーマンとなって、観光交流事業を展開できる可能性があること。
- ・本助成を活用する企業団体、地域等にとって、南三陸とのさらなる相互交流に繋がる可能性があること。

7 取り消し

申請内容および上記 4 の対象と相違する内容が認められた場合は、派遣等に要した費用の全額を返還して頂く場合がございますので、あらかじめご了承願います。

8 その他

この要項に定めのない事項に関しては、申請者と（一社）南三陸町観光協会の両者協議の元、取り決めを行うものとします。またこの要項は、2020 年 4 月 1 日から適用するものとする。